



東アジア文化都市 2017 京都 市民連携事業

募集要項

京都には、伝統的な文化芸術から現代美術、伝統工芸、生活文化、精神文化など、東アジアをはじめ世界との交流により育まれた多彩な文化が、地域や暮らしの中に息づいています。

東アジア文化都市 2017 京都実行委員会（以下「本委員会」という。）では、文化の力による東アジアの相互理解の促進や、京都のまちの更なる発展へとつなげていくため、本委員会と共に、本事業を盛り上げていただける事業を募集します。

東アジア文化都市とは

「東アジア文化都市」は、日本・中国・韓国の政府が合意し、各国から選定された開催都市が1年間を通じて、各都市の文化芸術を生かしたイベントや交流を行うことにより、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指しています。

また、東アジア文化都市に選定された都市がその文化的特徴を生かして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。

【2017年開催都市】（日本）京都市 （中国）^{ちょうさ}長沙市 （韓国）^{てぐ}大邱広域市

東アジア文化都市 2017 京都

（事業の概要）

(1) 事業名称

東アジア文化都市2017京都（Culture City of East Asia 2017 KYOTO）

(2) テーマ

東アジアが鼓動する（The Beat of East Asia）

(3) 開催時期

平成29年（2017年）2月～11月

(4) 内容

「東アジア文化都市2017京都」では、世界遺産元離宮二条城で、日中韓の現代美術作家による展覧会を開催するなど、東アジアをテーマに、伝統的な文化芸術、舞台芸術、音楽、マンガ・アニメなど、幅広いジャンルの多彩なイベントを開催します。

また、長沙市、大邱広域市と文化交流を軸に東アジアの都市間交流を促進し、文化の力で日中韓の友好を深め、新たな活力を生み出していきます。

(5) 主催等

東アジア文化都市2017京都実行委員会、京都市、文化庁

※ 詳細は公式ホームページを御覧ください（<https://culturecity-kyoto.com/>）

1 募集期間

平成29年2月1日（水）～平成29年11月30日（木）まで

2 認定の対象となる事業

対象となる事業は、以下のすべての要件を満たすものとします。

ア 平成29年4月1日から平成29年11月30日までに京都市内で実施する事業であること。

イ 法人又はこれに準じる団体（規約及び代表者の定めのある任意団体を含む）が主催者であること。

ウ 文化芸術を生かした事業で、次の①から③のいずれかに資する事業であること。

- ① 京都の文化芸術（文化財を含む）、生活文化等の振興や国際発信
- ② 東アジア地域（日中韓に限定しない）の相互理解・連帯感の促進
- ③ 文化芸術を生かした、産業、観光、教育、地域振興

ただし、次に該当する事業は対象外です。

- ・ 他者（国）を批判する内容のもの。
- ・ 「東アジア文化都市2017京都」の品格や信用を傷つけたり、正しい理解を妨げたりするもの。
- ・ 特定の政治、思想、宗教活動を主たる目的とするもの。
- ・ 営利を目的とするもの。
- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員の統制下にある者が関係するもの。

3 申請に必要な書類

- ① 市民連携事業認定申請書 様式第1号
- ② 収支予算書 様式自由
- ③ 団体等の規約、定款等（写し） 様式自由
- ④ 団体等の役員名簿 様式自由
- ⑤ その他参考資料（※） 様式自由

※ 団体の概要が分かるパンフレットや、過去の事業チラシなどがあれば添付してください。

4 申請の方法

(1) 申請方法

申請に必要な書類を、(2)の申請先に提出してください。

※ 申請に必要な書類一式は、「東アジア文化都市 2017 京都公式ホームページ」(<https://culturecity-kyoto.com/>) からダウンロードできます。

※ 本申請に要する費用は、申請者の負担とします。

※ 提出いただいた書類等は、返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 申請先

① 電子メール

申請受付アドレス citizen@culturecity-kyoto.com

② 郵送もしくは持参

東アジア文化都市 2017 京都実行委員会事務局 市民連携事業担当

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

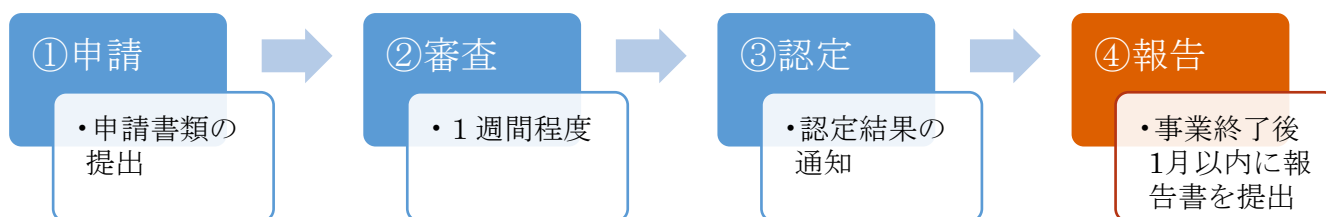
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内

(電話) 075-222-3121 (FAX) 075-222-3179

【受付時間等】

土・日・祝日を除く各日9時から17時まで

5 認定



① 申請書受付 (郵送, 持参)

※ 申請における個人情報につきましては、審査及び連絡のために利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

② 審査 (約1週間)

提出された内容を事務局で確認します。

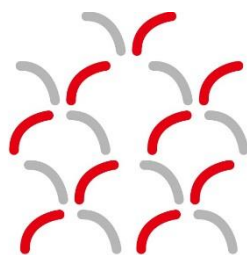
③ 認定

- ・ 認定結果の通知に合わせてロゴデータをお送りします。
- ・ 認定を受けた事業は、「東アジア文化都市 2017 京都」公式ホームページやガイドブック等広報媒体に、事業概要を掲載しますので、画像の送付等をお願いします。
- ・ 認定を受けた事業は、当該事業の印刷物及びインターネット等の告知に、「東アジア文化都市 2017 京都連携事業」のロゴマークを掲載してください。
※ ロゴマークの使用については、本委員会から提供するものを使用し、色や形（縦横比、フォント）を変更しないでください。

④ 事業報告書の提出

- ・ 事業終了後 30 日以内に、「事業終了報告書」(様式第 2 号) を提出してください。
- ・ 開催内容が分かる写真データ (数点) を提出してください。
※ 「東アジア文化都市 2017 京都」の公式記録に使用させていただきます。

【提出先は 4(2)の申請先と同じ】



東アジア文化都市 2017 京都実行委員会 連携事業担当
(事務局：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
(電 話) 075-222-3121 (FAX) 075-222-3179
(メー ル) citizen@culturecity-kyoto.com